

国立大学法人京都大学教職員特別調整手当支給細則新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略) (支給割合) 第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合における支給割合は、該当する各号に掲げる割合のうち最も高い割合とする。ただし、前項の規定による割合が上回る場合はその限りではない。</p> <p>(1) } (略) (2) }</p> <p>(3) 国立大学法人京都大学教職員退職手当規程(平成16年達示第89号)に基づく退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算において在職期間を通算する者(以下「在職期間を通算する者」という。)から引き続き教職員となった者及び出向規程に基づく出向が終了し本学に復帰する者であって、前項の規定による割合が当該採用等の日の前日に在勤していた地域に係る人事院規則9—49(地域手当)別表第1に掲げる地域及び級地に基づく地域手当の支給割合(以下「採用等前の割合」という。)に達しないこととなるとき並びに東京オフィスにおいて勤務していた者がその他の地域に異動するとき(これらの者が当該採用等の日の前日に在勤していた地域に原則として引き続き6箇月を超えて在勤していた場合に限る。)</p> <p>ア 当該採用等の日から同日以後1年を経過する日までの期間 採用等前の割合 イ 当該採用等の日から同日以後2年を経過する日までの期間(アに掲げる期間を除く。) 採用等前の割合に100分の80を乗じて得た割合 ウ 当該採用等の日から同日以後3年を経過する日までの期間(ア及びイに掲げる期間を除く。) 採用等前の割合に100分の60を乗じて得た割合</p> <p>(中 略) 附 則 1 (略) 2 この細則の施行日前に採用等となった教職員に係る第2条第2項第3号における採用等前の割合は、施行日の前日の都市手当、広域異動手当及び遠</p>	<p>(支給割合) 第2条 (同 左)</p> <p>2 本学の指定する遠隔地施設等での勤務を命ぜられ、勤務場所を異にして異動等した教職員(別に定める教職員に限る。)には、当該異動等の日から原則として3年を経過する日までの間、前項の規定による支給割合に100分の10を加算する。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合における支給割合は、該当する各号に掲げる割合のうち最も高い割合とする。ただし、前2項の規定による割合が上回る場合はその限りではない。</p> <p>(1) } (同 左) (2) }</p> <p>(3) 国立大学法人京都大学教職員退職手当規程(平成16年達示第89号)に基づく退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算において在職期間を通算する者(以下「在職期間を通算する者」という。)から引き続き教職員となった者及び出向規程に基づく出向が終了し本学に復帰する者であって、前2項の規定による割合が当該採用等の日の前日に在勤していた地域に係る人事院規則9—49(地域手当)別表第1に掲げる地域及び級地に基づく地域手当の支給割合(以下「採用等前の割合」という。)に達しないこととなるとき並びに東京オフィスにおいて勤務していた者がその他の地域に異動するとき(これらの者が当該採用等の日の前日に在勤していた地域に原則として引き続き6箇月を超えて在勤していた場合に限る。)</p> <p>ア 当該採用等の日から同日以後1年を経過する日までの期間 採用等前の割合 イ 当該採用等の日から同日以後2年を経過する日までの期間(アに掲げる期間を除く。) 採用等前の割合に100分の80を乗じて得た割合 ウ 当該採用等の日から同日以後3年を経過する日までの期間(ア及びイに掲げる期間を除く。) 採用等前の割合に100分の60を乗じて得た割合</p> <p>附 則 1 (同 左) 2 この細則の施行日前に採用等となった教職員に係る第2条第3項第3号における採用等前の割合は、施行日の前日の都市手当、広域異動手当及び遠</p>

改 正 前	改 正 後
<p>隔地異動・出向手当の例による支給割合を合計した支給割合とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>隔地異動・出向手当の例による支給割合を合計した支給割合とする。</p> <p>3 (同 左)</p> <p>附 則 (令和8年1月総長裁定)</p> <p>1 この細則は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の第2条第2項の規定は、別に定める教職員であつて当該異動等の日が施行日前である者にも適用する。</p>